琵琶湖博物館公式Twitter利用要領

（目的）

第１条　この要領は、滋賀県立琵琶湖博物館が博物館活動についてTwitterを利用して情報発信するために、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. Twitter　Twitter,Inc.がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。
2. アカウント　Twitterを利用するために取得した権利およびユーザー名をいう。
3. 公式アカウント　琵琶湖博物館が運用するアカウントをいう。

（運用管理者）

第３条　公式アカウントの運用管理は広報営業課長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

２　運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

1. Twitter上への情報の掲載および削除等の承認、指示
2. ユーザー情報やパスワード等の管理
3. 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
4. その他、適切な運用を行うために必要な事項

（掲載内容）

第４条　公式Twitterでは次に掲げる情報を提供する。

1. 琵琶湖博物館の博物館活動や博物館の広報、情報発信に関する情報
2. その他運用管理者が適当と認めるもの

２　琵琶湖博物館広報営業課が別途定める「琵琶湖博物館ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

（アカウント運用者の明示）

第５条　なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を琵琶湖博物館公式ホームページ上に明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、「琵琶湖博物館ソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

（その他）

第６条　この要領に定めのない事項は副館長が別に定める。

付則

本要領は令和２年５月　日から施行する。